

「日本の」、「日本国の」、「本邦の」及び「我が国の」の使い分けについて

(担当 森(英) 参事官)

一 議題

- 1 ある事物が日本に関するものであることを示す表現として、「日本の」、「日本国の」、「本邦の」及び「我が国の」の四つが見られるが、これらの表現を使い分ける基準については、必ずしも明らかでない。
- 2 これらの表現の使い方の基準としては、一般に、①同一の法律あるいは法体系の中ではなるべく同じ表現を用いること、②これらの表現によつて形容される用語(名詞)により、それぞれ最も適切な表現を用いることが考えられる。

すなわち、同じ法律の中で異なる複数の用語に対して一つの表現のみを用いている例(例えば、関税定率法では、「本邦の産業」、「本邦の船舶」等、「本邦の」のみを多数回用いている。)があり、また、同一の法律の中で、用語によつて複数の表現を使い分けている例(例えば、海上運送法では、「日本の国籍」、「本邦の港」などと使い分けている。)もある(資料1、別表1)。

また、用語によつては、これを形容する表現がどの法律においてもほぼ同じもの(例えば「我が国の平和及び安全」、「本邦の地域」など)もあるが、同じ用語を形容する表現が法律によつて異なっているものもある(資料2、別表2)。

ちなみに、同一の法律の中で同じ用語を形容するのに複数の表現が用いられている例は見当たらない。

3 以上の状況を踏まえて、これらの表現をどのように使い分けるのが適当か。

すなわち、これらの表現を用いた法律の規定について、同一の法律の中ではなるべく同じ表現を用いるという点（前記2①）をより重視すべきか、それとも、それぞれの用語を形容するのに最も適切な表現を用いるという点（前記2②）をより重視すべきか。

また、それぞれの用語について、最も適切な表現がいずれであると考えるべきか。

## 二 資料

1 同一の法律の中で複数の表現を使い分けている例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平二一法二四）

### （趣旨）

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権（裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ。）が及ぶ範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

### （知的財産権）

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等が有すると主張している知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）

第二条第一項に規定する知的財産に関して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。）の存否、効力、帰属又は内容

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭四五法一三六）

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）

第十九条の十六 第十九条の三から前条まで（第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。）の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

（第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等）

第十九条の十七 基準適合原動機設置対象船舶である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）の締約国である外国（以下「第二議定書締約国」という。）において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書（第二議定書締約国の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該原動機が第二議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平一六法三六）

第十条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に設置された設備であつて専ら同項の船舶発生油等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

一 (略)

二 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域をいう。）のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭三二法一六六）

（外国原子力船に設置した原子炉に係る許可）

第二十三条の二 原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）で日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（前条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い原子炉を本邦内において保持することについて、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（原子炉の譲受け等）

第三十九条（略）

2 日本<sup>の</sup>国籍を有する者及び日本<sup>の</sup>法令により設立された法人その他の団体以外の者（原子炉設置者を除く。）からその所有する原子力船を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない

第七十八条の四 我<sup>が</sup>国<sup>の</sup>領海<sup>の</sup>外側<sup>の</sup>海域<sup>に</sup>ある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十二条第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に

処する。

2 同じ用語を形容する場合であっても法律によって異なる表現が用いられている例

「法令」

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成一八法九一）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一三 （略）

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 一 二 （略）

ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅

客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平一九法二二）

（外国の機関への情報提供）

第十二条 （略）

2 （略）

3 国家公安委員会は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、

第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 (略)

二 国際約束(第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

○知的財産基本法(平一四法一二二)

(権利侵害への措置等)

第十六条 (略)

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ。)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

○社債、株式等の振替に関する法律(平一三法七五)

(口座管理機関の口座の開設)

第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あ

らかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関（主務省令で定める者を除く。）から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

一〇十一（略）

十二 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるものうち、主務省令で定める者

「港」

○戸籍法（昭二二法二二四）

第五十五条（略）

2 前項の手續をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならない。

○水先法（昭二四法一一一）

（強制水先）

第三十五条 次に掲げる船舶（海上保安庁の船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。次項において同じ。）の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、第四条の定めるところにより当該船舶について水先をすることができる水先人を乗り込ませなければならない。ただし、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ（期間傭船を除く。）をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は水域において国土交通省令で定める回数以上航海に従事したと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認めるもの（地方運輸局長の

認定後二年を経過しない者に限る。)が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平一九法五九)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 二 (略)

ホ 海上運送法 (昭和二十四年法律第八十七号) 第二条第五項 に規定する一般旅客定期航路事業 (本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。)、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業 (本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。) 及び同法第二十条第二項 に規定する人の運送をする不定期航路事業 (乗合旅客の運送をするものに限る、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)(以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。)を営む者

○領海等における外国船舶の航行に関する法律 (平二〇法六四)

(定義)



第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 水域施設 我が国の港にある泊地その他の船舶の停留又はびよう泊の用に供する施設又は場所として国土交通省令で定めるものをいう。

別表1 一の法律において異なる表現が用いられている例

法律名	用 例
奄美群島振興開発特別措置法	本邦の地域（第2条第2項第5号等）
	我が国の自然環境の保全，海洋資源の利用等（第2条第3項）
小笠原諸島振興開発特別措置法	本邦の地域（第2条第2項等）
	我が国の領域，排他的経済水域等の保全，海洋資源の利用，自然環境の保全等（第3条第3項）
沖縄振興特別措置法	本邦の地域（第26条）
	我が国の多様な文化（第84条第2項），我が国の国際協力及び国際交流（第86条第2項）
外国人漁業の規制に関する法律	日本の国籍（第3条第1号）
	本邦の港（第2条第8項等），本邦の水域（第3条等）
外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律	日本の国籍（第2条第3項）
	本邦の法令（第2条第3項），本邦の船舶製造事業者（第3条等），本邦の船舶製造業（第3条等），本邦の船舶製造事業者又は船舶運航事業若しくは船舶貸渡業を営む者（第12条）
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律	日本国の法令（第5条第2項等），日本国の裁判所（第9条第2項第6号等），日本国の法律上保護される利益（第13条第1号）
	我が国の民事裁判権（第1条等）
海上運送法	日本の輸出業者（第30条第5号），日本の国籍（第39条第1項等），日本の法令（第39条第1項等）
	本邦の港（第19条の4等），本邦の各港間（第28条第1号等）
外務省設置法	日本国の安全保障（第4条第1号イ）
	本邦の域外（第4条第2号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	日本の領事官（第19条の17第1項等），日本の船級協会（第54条の2第1項）
	本邦の周辺の海域（第10条第2項第7号），本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶（第19条の16第1項等），本邦の港又は沿岸（第19条の51），本邦の領海（第41条の2第2号），本邦の沿岸海域（第42条等）
核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	日本の国籍（第23条の2第1項等），日本の法令（第23条の2第1項等）
	本邦の水域（第26条の2等），本邦の港（第36条の2第1項等）
	我が国の領海（第78条の4）

関税法	本邦の船舶（第2条第1項第4号）、本邦の排他的経済水域（第2条第2項）、本邦の地域（第108条）
	我が国の利益（第108条の2第1項等）、我が国の税関当局（第108条の2第2項第1号等）
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律	日本の国籍（第12条）
	我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上（第1条）、我が国の国際競争力（第20条等）、我が国の経済社会（第28条第2項）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	日本の領事官（第13条第3項）、日本の国籍（第20条第5項第4号イ）
	本邦の港（第1条等）、本邦の地域（第50条）
国際受刑者移送法	日本の国籍（第2条第3号）
	日本国の法令（第5条第3号等）、日本国の裁判所（第5条第4号等）、日本国の大使、公使若しくは領事官（第6条第1号）
雇用対策法	日本の国籍（第4条第1項第10号等）
	我が国の雇用慣行（第8条）
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	日本国の実施機関若しくは保険者（第2条第6号）、日本国の領域内（第3条第1項第1号等）、日本国の国籍（第103条）
	我が国の法令（第2条第1号イ等）、我が国の公的年金各法（第14条第2項第3号イ）
食育基本法	日本の「食」（前文）
	我が国の発展（前文）、我が国の取組（前文）、我が国の伝統のある優れた食文化（第7条等）、我が国の食料の需要及び供給（第7条）、我が国の食料自給率（第7条）等
所得税法	日本の国籍（第2条第1項第4号等）
	日本国の国家公務員又は地方公務員（第9条第1項第8号）、日本国の国債若しくは地方債（第161条第4号イ）
深海底鉱業暫定措置法	日本国の国民又は法人（第11条第1号等）
	我が国の主権又は管轄権（第1条第2項）
船舶油濁損害賠償保障法	本邦の港（第39条の4）
	我が国の領域内又は排他的経済水域内（第2条第7号の2イ）、我が国の領域内（第39条の5第1項第2号）
知的財産基本法	日本の国籍（第16条第2項）
	本邦の法令（第16条第2項）
	我が国の経済社会（第12条）
地方税法	日本国の同号（注：当該条項の第3号）に掲げる施設の用に供する不動産の取得（第73条の4第2項）、日本国の同号（注：当該条項の第3号）に掲げる施設の用に供する

	固定資産（第348条第9項）
	本邦の船舶又は航空機（第74条の6第1項第2号等）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	日本の国籍（第2条第1項等） 日本国の外交上の重大な利益（第22条第1項第3号）、 日本国の重大な利益（第22条第1項第4号）
日本電信電話株式会社等に関する法律	日本の国籍（第6条第1項第1号等） 我が国の電気通信（第3条）
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	日本の国籍（第2条第4項第1号） 我が国の排他的経済水域（第3条）、我が国の基線（第4条第1項第1号）、我が国の内水面（第15条）
犯罪による収益の移転防止に関する法律	日本国の法令（第12条第3項第2号） 本邦の域外（第10条）
放送法	日本の国籍（第52条の13第1項第5号イ等） 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及（第44条第1項第3号）、我が国の文化、産業その他の事情（第44条第5項）
民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律	日本国の法律（第5条等） 本邦の裁判所（第9条等）
旅券法	日本の国籍（第18条第1項第1号） 日本国の利益又は公安（第13条第1項第7号）
連合国財産補償法	日本の為替状態（第17条第2項） 日本国の主権（第2条第3項）

※平成21年8月1日現在公布済みの法律による（附則の規定を除く。また、条約及び他の法律の題名等を引用した部分並びに見出しを除く。）。

別表2 一の用語が異なる表現により形容されている主な例

用語	表現	法 律 名
安全※1	日本国の一	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（第6条第1項第3号） 《1》
	我が国の一	領海等における外国船舶の航行に関する法律（第1条） 安全保障会議設置法（第2条第1項第9号） 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（第1条） ほか5本 《12》
安全保障※2	日本国の一	外務省設置法（第4条第1号イ） 《1》
	我が国の一	宇宙基本法（第3条等） 財政構造改革の推進に関する特別措置法（第19条第2項） 《3》
検察官※3	日本国の一	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（第6条第1項第5号等） 《3》
	本邦の一	沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法（第2条第1項） 《1》
公使※4	日本の一	民事訴訟法（第108条等） 戸籍法（第40条等） 民法（第741条等） 《7》
	日本国の一	国際受刑者移送法（第6条第1号） 《1》
公務員	我が国の一	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（第9条） 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（第3条第1項第4号） 領海及び接続水域に関する法律（第3条等） 《4》
	日本国の一	刑法（第4条） 《1》
国際的地位	日本の一	ユネスコ活動に関する法律（前文） 《1》
	我が国の一	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（第1条） 《1》
国籍	日本の一	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（第12条第1項） 日本国憲法の改正手続に関する法律（第29条第1号等） 法の適用に関する通則法（第5条等） ほか36本 《126》
	日本国の一	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（第103条） 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（第1条第6項） 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（第1条第6項） 《3》
	本邦の一	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱い

		に対する特別措置に関する法律（第2条第3号） 関税定率法（第16条第1項第4号） 《2》
裁判所	日本国の一	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（第9条第2項第6号等） 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（第2条第5号等） 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（第2条第5号） ほか5本 《40》
	本邦の一	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（第9条等） 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（第7条第1項） 《4》
産業※5	本邦の一	関税暫定措置法（第7条の3第3項等） 関税定率法（第3条の2第2項第3号等） 《77》
	我が国の一	株式会社日本政策金融公庫法（第1条等） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（第4条第1号等） 株式会社産業再生機構法（第1条等） ほか7本 《18》
主権	日本国の一	連合国財産補償法（第2条第3項） 《1》
	我が国の一	深海底鉱業暫定措置法（第1条第2項） 《1》
大使※6	日本の一	民事訴訟法（第108条等） 戸籍法（第40条等） 民法（第741条等） 《7》
	日本国の一	国際受刑者移送法（第6条第1号） 《1》
	本邦の一	租税特別措置法（第86条第1項等） 《2》
大使館等	日本国の一	登録免許税法（第6条第2項） 《1》
	本邦の一	租税特別措置法（第86条第1項等） 《2》
排他的経済水域※7	本邦の一	関税法（第2条第2項） 関税定率法（第2条） 《2》
	我が国の一	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（第3条第1項） 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（第1条等） 漁港漁場整備法（第4条第2項第1号） ほか7本 《11》
法人※8	日本国の一	南極地域の環境の保護に関する法律（第2条） 深海底鉱業暫定措置法（第11条第1号等） 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（第9条等） 《5》

	我が国の一	株式会社日本政策金融公庫法（別表第3） 《12》
法律※9	日本の一	国立国会図書館法（第8条） 《1》
	日本国の一	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（第13条第1号） 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（第5条等） 《3》
法令※10	日本の一	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第2条第4号ホ） 仲裁法（第44条第1項第2号等） 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（第2条第3項第5号） ほか2本 《15》
	日本国の一	外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（第5条第2項等） 犯罪による収益の移転防止に関する法律（第12条第3項第2号） 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（第6条第1項第4号等） ほか12本 《53》
	本邦の一	知的財産基本法（第16条第2項） 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（第2条第3項） 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（第2条第3号） ほか3本 《15》
	我が国の一	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（第9条） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（第2条第1号イ等） 社債、株式等の振替に関する法律（第44条第1項第12号） ほか4本 《9》
港※11	日本の一	戸籍法（第55条第2項） 《1》
	日本国の一	水先法（第35条第1項第2号） 《1》
	本邦の一	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第2条第2号ホ） 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（第1条等） 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（第3条第1項等） ほか9本 《44》
	我が国の一	領海等における外国船舶の航行に関する法律（第2条第5号等） 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（第2条第8号等） 《5》

輸出業者	日本の一	海上運送法（第30条第5号） 《1》
	本邦の一	輸出入取引法（第4条第2項等） 《2》
利益※12	日本国の一	旅券法（第13条第1項第7号） 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第22条第1項第3号等） 警察法（第5条第2項第6号ロ） 《4》
	我が国の一	宇宙基本法（第6条） 租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（第9条第1項第2号） 関税法（第108条の2第1項等） ほか3本 《11》
領域※13	日本国の一	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（第3条第1項第1号等） 《13》
	本邦の一	駐留軍関係離職者等臨時措置法（第1条等） 駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（第1項） 《3》
	我が国の一	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（第2条第3項第1号等） 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（第2条第2号） 領海及び接続水域に関する法律（第4条第1項） ほか5本 《10》
領海※14	本邦の一	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第41条の2第2号） 《1》
	我が国の一	領海及び接続水域に関する法律（第1条第1項等） 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第78条の4） 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（第53条の2） ほか8本 《12》
領事官※15	日本の一	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（第13条第3項） 船舶のトン数の測度に関する法律（第9条第1項） 運輸安全委員会設置法（第21条第1項） ほか3本 《10》
	日本国の一	国際受刑者移送法（第6条第1号） 《1》

※1 「平和及び安全」の用例を含む。

※2 「安全保障上」の用例を含む。

※3 「裁判官，検察官又は弁護士」の用例を含む。



- ※4 いずれも「大使，公使又は領事」，「大使，公使若しくは領事」又は「大使，公使若しくは領事官」の用例。
- ※5 「宇宙産業その他の産業」，「基幹的な産業」及び「文化，産業その他の事情」の用例を含む。
- ※6 「大使等」の用例を含む。
- ※7 「排他的経済水域等」，「領域内又は排他的経済水域内」及び「領域，排他的経済水域等」の用例を含む。
- ※8 「法人等」及び「国民又は法人」の用例を含む。
- ※9 「法律上」の用例を含む。
- ※10 「法令中」の用例を含む。
- ※11 「各港間」，「各港間又は湖，川若しくは港のみ」，「各港間若しくは湖，川若しくは港のみ」及び「各港間又は港のみ」の用例を含む。
- ※12 「重大な利益」，「外交上の重大な利益」の用例を含む。
- ※13 「領域内」及び「領域外」の用例を含む。
- ※14 「内水又は領海」及び「排他的経済水域，領海及び内水」の用例を含む。
- ※15 「大使，公使若しくは領事官」の用例を含む。

・平成21年8月1日現在公布済みの法律による（附則の規定を除く。また，条約及び他の法律の題名等を引用した部分並びに見出しを除く。）。《 》内は，用例数の合計である。

〔平成二十一年法令整備会議第一回 議題第一号関係議事要旨〕

「日本の」、「日本国の」、「本邦の」及び「我が国の」の使い分けについて

(担当 森(英) 参事官)

○ 議事要旨

1 従来 of の使い分けについて、「我が国 of」は趣旨・目的規定において使用されることが多く、「日本の」及び「日本国の」は「国籍」や「裁判所」等の客観的な事物を形容する場合に使用されることが多いとする意見や、我が国の領域のうち施政権が及ばない地域に関して規律する際に「本邦 of」が使用されているという意見がある一方、先例となる用例があればこれに従い、そうでない場合は同じ法律の中でなるべく表現を統一するといった意見もあつた。

なお、条約で「Japan」とある場合 of の訳語について、現在ではすべて日本国で統一しているという説明があつた。

2 同一 of の法律の中ではなるべく同じ表現を用いるという点と、それぞれの用語を形容する of の最も適切な表現を用いるという点 of のいずれをより重視すべきかについては、後者をより重視すべきであるとする意見が多かつたが、他の法律 of の用例に合致させる必要 of の事情がなければ前者を優先させるべきであるという意見も相当数あつた。

法令の一部改正において、改正事項ごとに施行期日を異ならせる場合の新たな方法について

(担当 佐藤参事官)

一 議題

1 一部改正法令において改正事項の一部の施行期日を異ならせる場合、現行の取扱いでは、附則の施行期日を定める規定（以下「施行期日規定」という。）のただし書において、施行期日を異ならせる改正規定（その一部である場合は、『「〇〇」を「〇〇」に改める部分に限る。』又は『「〇〇」を「〇〇」に改める部分を除く。』等と指定している。）を明記することにより、施行期日の書き分けを行っている。

2 改正事項が膨大である場合、右記の方法によると、改め文と施行期日規定を照らし合わせてチェックするといふ多大な作業が必要であり、また、分室チェック等により改め文の記述が変更されることに施行期日規定に当該変更を反映させる必要が生ずることもあるため、限られた時間内で行わなければならない法令改正作業において間違いが生ずる危険性も高い。

3 パソコン普及以前においては右記の方法が合理的であったものと思われるが、パソコンによる法令改正作業が普及した今日においては、左記の例のように、改める文に「線」を付することにより施行期日を書き分けることも可能であり、これによって解釈上の紛れが生ずるとは思われず、法案チェック作業

の簡略化が図られるものと考えられることから、このような方法を容認してはどうか（なお、付加的な利点として、①同一の条項を別の改正法で改正する場合に、施行期日の前後関係を確認する上での手間が省ける、②新旧対照表においても、施行期日が異なる改正部分に改め文と同種の線を付した場合、施行期日の差異が一般の人にも分かり易くなる等の利点が考えられる）。

## 二 資料

(例) ○○法等の一部を改正する法律

第一条 ○○法（平成○○年法律第○○号）の一部を次のように改正する。

第○条中「○○」を「○○」に改める。

第△条中「○○」を「○○」に改め、「△△」を削る。

### 附 則

第一条 この法律は、○○日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中 〓 を付した改正規定 ○○日
- 二 第一条中 〓 を付した改正規定 ○○日
- 三 第二条の規定及び第三条中 〓 を付した改正規定 ○○日

(参考) 改正事項の一部の施行期日を異ならせる場合における附則の規定の例

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年六月二四日法律第五八号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中金融商品取引法第二条の改正規定(同条に六項を加える部分(同条第三十八項及び第三十九項に係る部分に限る。))に限る。)、同法第二百二条の三、第二百二条の十二及び第二百三条の二第一項ただし書の改正規定、同法第百六条の六に一項を加える改正規定、同法第百六条の七第四項及び第百六条の八の改正規定、同法第百六条の九の改正規定(「第百六条の四第一項」の下に「、第百六条の六第二項」を加える部分に限る。)、同法第百六条の十第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第百六条の十四第一項ただし書の改正規定、同法第百六条の二十に一項を加える改正規定、同法第百六条の二十一第四項の改正規定、同法第百六条の二十二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第百七条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第百八条の改正規定(「第百六条の十八第一項」の下に「、第百六条の二十第二項」を加える部分に限る。)、同法第百九条の改正規定、同法第百二十三条の改正規定(見出しに係る部分及び同条に一項を加える部分に限る。)、同法第百二十四条第一項の改正規定(同項に二号を加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定(同項第二

号に係る部分に限る。)、同法第九十条第一項の改正規定(「第六」を「第六の六」を「第六の六」に改める部分及び「第六の二十、第六の二十七」を「第六の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六の二十七(第九条において準用する場合を含む。)」に改める部分に限る。)、同法第九十四条の四の改正規定(同条第二項第五号に係る部分に限る。)、同法第九十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第九十四条の七第三項の改正規定(「第六」を「第六の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改める部分及び「第六の二十、第六の二十七」を「第六の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改める部分に限る。)、同法第九十八条の六の改正規定(同条第十号に係る部分(「第六の六」を「第六の六第一項」に改める部分及び「第六の二十」を「第六の二十第一項」に改める部分に限る。))及び同条第十一号に係る部分(「第六の六」を「第六の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改める部分及び「第六の二十、第六の二十七」を「第六の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六の二十七(第九条において準用する場合を含む。)」に改める部分に限る。)、同法第九十九条の改正規定(「第七十九條の四」の下に「第六の六第二項において準用する同条第一項、第六の二十第二項において準用する同条第一項」を加える部分、「第六の二十七」の下に「(第九条において準用する場合を含む。)」を加える部分、「自主規制法人、金融商品取引所持株会社」の下

に「商品取引所、商品取引所持株会社」を加える部分及び「金融商品取引所に上場されている有価証券」を「商品取引所の子会社、商品取引所持株会社の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券」に改める部分に限る。）、同法第二百一条の改正規定（「外国金融商品取引所」を「商品取引所、商品取引所持株会社、外国金融商品取引所」に改める部分に限る。）並びに同法第二百六条の改正規定（「金融商品取引所持株会社」の下に「、第二百二条の三第一項に規定する親商品取引所等」を加える部分及び同法第二百六条第六号に係る部分に限る。）商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

二 第一条中金融商品取引法第二条の改正規定（同条第二十九項に係る部分に限る。）、同法第四十九条第二項の改正規定（「第一百五十六条の十九」を「第一百五十六条の十九第一項」に改める部分に限る。）、同法第一百五十六条の六、第一百五十六条の十一の二第一項、第一百五十六条の十七第二項、第一百五十六条の十九、第一百五十六条の二十及び第九十四条の三第十三号の改正規定、同法第九十四条の四の改正規定（同条第一項第三十五号及び第三十六号に係る部分に限る。）、同法第二百一条の改正規定（「若しくは証券金融会社」を「、金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社」に改める部分及び同条第二号に係る部分（「又は第八十五条第二項」を「、第八十五条第二項又は第一百五十六条の六第四項（第一百五十六条の十九第四項において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。）並びに同法第二百六条の改正規定（同条第八号に係る

部分に限る。) 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第六十条の十三及び第六十六条の十四第一号口の改正規定、同法第七十七条に一項を加える改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える改正規定、同法第七十九条の十三の改正規定並びに同法第一百五十六条の三十一の次に一条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次の改正規定(「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める部分に限る。)、同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法第十一条の二の四の改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十二の三の改正規定、同法第十一条の十二の二を同法第十一条の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第九十二条の五の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一条第四項第二号及び第十一条の九の改正規定、同法第十一条の十の次に一条を加える改正規定、同法第十一条の十三第二項及び第十五条の七の改正規定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条の八第一項及び第二百一十一条の五の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第九条の七の四並びに第九条の七の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九の次に二条を加える改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条第一項



の改正規定（「提供等」の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第八十九条の二の改正規定（「第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第九条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定（「提供等」の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第九十四条の二の改正規定、第十条中銀行法第十二条の三を同法第十二条の四とし、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（「第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定（「第一百五十五条」を「第一百五十五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五十五条の次に二条を加える改正規定、同法第九十九条の

改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年三月三十一日法律第一三三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十四条の五の改正規定及び同法第二百二十五条第一項第十三号の改正規定並びに附則第五条第二項の規定

ロ 第五条中租税特別措置法第九条の三の二第一項の改正規定、同法第三十八条に一項を加える改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定及び同法第八十四条の五の改正規定並びに附則第三十条第三項及び第六十七条第十一項の規定

ハ 第七条中所得税法等の一部を改正する法律附則第四十六条の改正規定

二 第五条中租税特別措置法第十一条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の二十一（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の九十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第八十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条第三項及び第四項、第四十条第五項及び第六項、第四十六条、第五十六条第五項及び

第六項、第六十一条並びに第六十七条第三項の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

三 第五条中租税特別措置法第十一条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の二十五を削り、同法第六十八条の二十六を同法第六十八条の二十五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の二十三、第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」を「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」に改める部分に限る。）並びに附則第二十七条第五項、第四十条第七項及び第五十六条第七項の規定 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

四 第五条中租税特別措置法第十四条第二項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七条第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四第三項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第二十七条第九項及び第十項、第四十条第十一項及び第十二項並びに第五十六条第十一項及び第十二項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部

を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

五 第五条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第三号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改正規定（「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の六十四第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十八条の百一第一項の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十条の五の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の七第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「同条第三十五項第一号」を「同条第三十九項第一号」に改める部分に限る。）、同法第七十六条第一項の改正規定（「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」を「千分の八」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年

三月三十一日」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定及び同法第九十八条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同表の市町村の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条（別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十項）」に、「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）」を「第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十一項）」を「第七十条の四第三十八項（第七十条の六第四十二項）」に改める部分に限る。）の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

六 第五条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号イの改正規定及び同法第六十五条の四

- 第一項第十三号イの改正規定並びに附則第二十九条第四項から第六項まで、第四十三条第三項から第五項まで及び第五十八条第三項から第五項までの規定 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日
- 七 第五条中租税特別措置法第四十一条の七の改正規定 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に定める日
- 八 第五条中租税特別措置法第七十三条の二第一項の改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

法令の一部改正において、改正事項ごとに施行期日を異ならせる場合の新たな方法について

（担当 佐藤参事官）

○ 議事要旨

- 1 問題の所在や新方式による利点は理解するが、一部改正法を更に改正する場合、当該一部改正法に付されている付線をどのように取り扱うか等、更に検討すべき問題があるのではないかと意見があった。
- 2 問題の解決手段として、例えば、同一条項の改正を多段階にわたって行う場合でなくとも、いわゆる多段階ロケット方式による改正を行う、ということもあり得るのではないかと意見があった。
- 3 施行期日の書き分けが膨大になるような事例はそれ程多くないと思われるところ、そのような事例のために現行の改め文の方式を変更することは、実益に乏しいのではないかと意見があった。
- 4 議題提案の新方式の導入を積極的に進めるべきとの意見は少数であり、また、改め文の見直しを行うような機会があれば当該新方式の導入を検討すべきとの意見もあったものの、大勢としては、更に検討すべき問題点もあること等から、当該新方式の導入は時期尚早ではないかとの意見であった。



既提出未成立の法律案に係る新たな法律案を別途立案する場合の基本的な考え方について

（担当 土田参事官）

一 議題

1 甲法律案が既に国会に提出されている場合に、甲法律案に係る乙法律案を同一の国会へ提出する際には、甲法律案が成立することを前提に乙法律案を立案することが通常である。しかしながら、甲法律案が継続審査となり、後の会期の国会での成立の見込みが必ずしも明らかでない場合に、後の会期の国会に甲法律案に係る乙法律案を提出する際には、甲法律案の存在をどのように考慮して乙法律案を立案することが適当と考えるか。

このような場合で、たとえば、甲法律案が丙法の一部を改正することとしている場合に、乙法律案で丙法の同一の条項を改正することとなる際には、次のいずれかのような対応をすることについてどう考えるか。

（イ）甲法律案が成立することを前提に、甲法律案による改正後の丙法の条項の改正のみを乙法律案で規定することとする。

（ロ）甲法律案が成立することを前提に甲法律案による改正後の丙法の条項の改正を乙法律案で規定するが、甲法律案が成立しない場合に備えた規定を設けることとする。

(ハ) 甲法律案が成立しない場合も考慮し、乙法律案では、まず甲法律案による改正前の丙法の条項を改正することとし、甲法律案が成立した場合に備えた規定を設けることとする。

(ニ) 甲法律案の存在を考慮せず、乙法律案では甲法律案による改正前の丙法の条項の改正のみを規定することとし、両法律案が成立する場合の調整は立法府にまかせることとする。

2 また、右の例で乙法律案を甲法律案と同一の国会へ提出することとした場合に、(ロ) から (二) まですに掲げるような対応をすることについてどう考えるか。

## 資料一

### 2の例

#### (その一)

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（平成二十一年三月六日提出）

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、第十一号並びに第十二号」を「並びに第十一号から第十三号まで」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

(調整規定)

第六条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号。以下「整備法」という。)の施行の日前である場合には、附則第四条の印紙税法別表第三の改正規定中「、第十一号並びに第十二号」とあるのは「、第十二号並びに第十三号」と、「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」とし、前条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(平成二〇年五月二三日提出)

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第八号」を「第七号」に、「第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）」、「第十二号並びに第十三号」を「第八号、第十一号並びに第十二号」に、「第二十号第一項第三号及び第四号」を「第二十号第一項第三号」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第一百十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（平成二〇年四月二五日提出）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(その二)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（平成二十二年四月二一日提出）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

(健康保険法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

(略)

三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二條第十項

（略）

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二條の二第十項中「第二十三條第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三條第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

（略）

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（調整規定）

第十二條 施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号）の施行の日前である場合には、附則第八條第三号中「第二十二條第十項」とあるのは「第二十二條第九項」とし、附則第九條のうち国家公務員共済組合法第五十二條の二第十項の改正規定中「第五十二條の二第十項」とあるのは「第四十二條第九項」とし、附則第十條のうち次の表の上欄に掲げる地方公務員等共済組合法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（平成一九年四月一三日提出）

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

(略)

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで 削除

(略)

第五十二条の次に次の二条を加える。

(標準報酬)

第五十二条の二 (略)

10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）

において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

（略）

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十二条の見出しを「（標準報酬月額）」に改め、（略）同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十項とし、（略）

附 則



(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(略)

3の例

(その一)

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（平成二〇年二月二九日提出）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条並びに附則第三条、第八条及び第二十一条の規定 公布の日

二 附則第十九条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

(略)

第二百二十四条の三中「同条第二項第四号」を「同条第二項第二号中「及び独立行政法人国立病院機構」とあるのは「並びに独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」と、同項第三号」に改める。

別表第三に次のように加える。

(表略)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第百五十三条」を「第百五十四条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第百五十三条の規定 この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

附則第百五十三条を附則第百五十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第百五十三条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第百二十四条の三の改正規定中「同条第二項第四号」を「同

条第二項第三号」に改め、同法別表第三の改正規定中「別表第三」を「別表第二」に改める。

(調整規定)

第二十二條 附則第十七條及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第三條の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される国家公務員共済組合法の規定は、同條の規定によつてまず改正され、次いで附則第十七條の規定によつて改正されるものとする。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（平成一九年四月一三日提出）

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

(略)

第二百二十四條の三中「別表第三」を「別表第四」に、「同條第二項第四号」を「同條第二項第三号」に、「第九十九條第一項第一号及び第三号」を「第九十九條第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同條第五項から第七項まで」を「同條第六項から第八項まで」に改める。

(略)

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十三条の規定 公布の日  
(以下略)

(その二)

○障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成二十一年三月三十一日提出)

第四条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

(略)

第五十六条の五の五 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第八章(第九十七条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 (略)

二 附則第七十三条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第号）の公布の日のいずれか遅い日

三 (略)

(行政不服審査法の一部改正)

第七十二条 行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により市町村がする障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分

附則第四条第三十号中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等」を加える。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七十三条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十一条」を「第百八十一条の二」に改める。

第九章中第百八十一条の次に次の一条を加える。

(障害者自立支援法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百八十一条の二 障害者自立支援法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の一部を

次のように改正する。

第四条中児童福祉法第五十七条の五第二項の改正規定の次に次のように加える。

第五十九条の四第二項中「行政不服審査法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下この項において「旧行政不服審査法」という。）を「旧行政不服審査法」に改める。

第四条のうち、児童福祉法第五章を第七章とし、第四章の次に二章を加える改正規定のうち第五十六条の五の五第一項に係る部分中「対して」の下に「行政不服審査法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。第五十九条の四第二項において「旧行政不服審査法」という。）の規定による」を加える。

○行政不服審査法案（平成二〇年四月一日提出）

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第四条 この法律の施行後にされる行政庁の処分であつて次の各号に掲げるもの又はこの法律の施行後にされる申請に係る行政庁の不作为であつて次の各号に掲げるものに係るものについての不服申立てについては、当分の間、この法律の規定は適用せず、この法律による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定はなおその効力を有する。

- 一 地方自治法第二条第九項に規定する法定受託事務に係る処分
  - 二 地方自治法第四百四十三条第一項の規定により普通地方公共団体の選挙管理委員会がする決定、(略)
  - 三 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の規定により地方公共団体の長又は教育委員会がする処分(同令第二十二條第五項の補償金額の決定を除く。)
- (以下略)

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(平成二〇年四月一日提出)

## 目次

第九章 厚生労働省関係(第一百一十一條―第一百八十一條)

(児童福祉法の一部改正)

第一百六條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十九條の四第二項中「」に係る」の下に「行政不服審査法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号。以下この項において「旧行政不服審査法」という。)の規定による」を、「対して」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十年法律第号)の施行の日(以下「施行日」という。)から

施行する。ただし、第百八十条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



〔平成二十一年法令整備会議第一回 議題第三号関係議事要旨〕

既提出未成立の法律案に係る新たな法律案を別途立案する場合の基本的な考え方について

(担当 土田参事官)

○ 議事要旨

議題1について

(ロ)がよいのではないかとの意見が多かったが、結論を得るには至らなかった。

なお、主な意見は次のとおり。

・ (ロ)の方法をとり、いつまでも甲法律案が成立しない場合に、乙法律案の第二段、第三段等いくつもの法律案を国会に提出する状態になると、これらの法律案の附則に置かれた甲法律案による改正前の丙法を読み替える調整規定を見ないと丙法が現在どうなっているのかがわからないので、国民からは非常にわかりづらいという問題が生じる。

・ 甲法律案を国会に提出するということは、行政府としては、その会期中に甲法律案を成立させてほしいという意向があり、その会期中に甲法律案を成立させないというのが国会の意思だとすると、その後については、甲法律案を委ねられた国会が対応するのが筋ではないかとも考えられるので、(二)もあり得るのではないか。

議題2について

(ハ)がよいのではないかとの意見もあつたが、(ロ)がよいのではないかとの意見が多かつた。

成立（公布又は施行）の先後が明らかでないA法及びB法等に新設される条項（一部改正法により新設されるものを含む。）を既に国会に提出され審議中の甲法の施行に伴い改正する必要がある場合におけるA法及びB法等（一部改正法を含む。）による甲法の改正（A法及びB法等の当該条項の改正規定の追加）を行う方式について

（担当 海谷参事官）

一 議題

成立（公布又は施行）の先後が明らかでないA法及びB法等に新設される条項（一部改正法により新設されるものを含む。）を既に国会に提出され審議中の甲法の施行に伴い改正することが必要となる場合がある。

ところが、甲法が長期にわたり継続審議となり、かつ、関係法令が多数存在することから、このような手当の必要な法律がA法及びB法等多数発生する場合があります、これらの法律の成立（公布又は施行）の順番によつては甲法の改正内容（特に追加するA法及びB法等の条項の改正規定の条名）が異なってくる場合がありうる。

例えば、事例として示している沖縄科学技術大学院大学学園法の場合は、同法の附則で、上記の「甲法」に相当する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の附則の経過措置の政令への委任規定の前に沖縄科学技術大学院大学学園法の改正規定を追加することとしており、当

該規定の追加は法律の公布順を想定して行われることから、上記でいえば六番目に追加を行う「F法」に相当するが、五番目に追加を行う「E法」に相当する雇用保険法等の一部を改正する法律との間でその成立が前後する可能性があったことから、公布順が逆転した場合は追加する条名を逆にする調整規定を置いて処理したところである。

なお、同一の国会にさらにG法、H法等が提出されて同様の改正が行われる場合には、調整規定自体が複雑化するという可能性もあった。

このような場合における取扱いについて、例えば以下のような改正方式の工夫を行うことにより問題ができるだけ生じないようにすることはできないか。

1 甲法提出の時点で問題が生じる可能性が予測できる場合は、例えば、その時点で必要性が明確になっている他法（この例ではA法及びB法）の改正を行う条文を以下のような表形式として置き、以後（この例ではC法以下）はその条文に表形式で追加する。

- ① 当初の甲法の規定  
（A法等の一部改正）

第X条 次の表の上欄に掲げる法律の一部を同表の下欄に掲げるように改正する。

A法（平成 年法律第 号）	第〇〇〇条中「・・・」を「・・・」に改める。

B法（平成 年法律第 号）

第△△△条中「……」を「……」に改める。

② 甲法に表形式での条文の追加を行うC法の規定

（甲法の一部改正）

第Y条 甲法（平成 年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第X条の表に次のように加える。

C法（平成 年法律第 号）

第◇◇◇条中「……」を「……」に改める。

2 甲法（Z条まで存在）の提出の時点で問題が生じる可能性が予測できなかった場合は、甲法の末尾に条名の一部を空白にした条を以下のように加えていく（条名の空白部分は、当該規定の施行順（同一施行日の場合は法律番号順）に埋められていくものとする。）。

① A法の規定

（甲法の一部改正）

第〇〇〇条 甲法（平成 年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（A法の一部改正）

第 条 A法（平成 年法律第 号）の一部を次のように改正する。

.....

※ A法の公布が最初の場合、当該条はZ+1条となる。

② B法の規定

（甲法の一部改正）

第△△△条 甲法（平成 年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（B法の一部改正）

第 条 B法（平成 年法律第 号）の一部を次のように改正する。

.....

※ B法の公布がA法の公布に次ぐ場合、当該条はZ+2条となる。

二 資料

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（第一六六国会閣法九五  
：第一七一国会において審議未了のため廃案）（提出時の案文）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十三条の規定 公布の日
- 二 六 (略)

(日本年金機構法の一部改正)

第百五十二条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平一九法一三一)

〔議員立法：平一九・一一・二提出 平一九・一二・一九公布〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第百五十二条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第百五十二条の二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律(平成十九年法律第号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

○独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平二〇法八)

〔閣法：平二〇・二・一提出 平二〇・三・三一公布〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)



第二十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十二条の二の次に次の一条を加える。

(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正)

第五十二条の三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第 号)の一部を

次のように改正する。

(以下略)

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平二〇法九三) 「閣法：平二〇・二

・二九提出 平二〇・一二・一九公布」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 (略)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第百五十三条」を「第百五十四条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第百五十三条の規定 この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第百五十三条を附則第百五十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第百五十三条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

(以下略)

注 提出時附則第二十一条は附則第十九条であったものが国会における修正により条ずれしたが、年金一元化法の改正規定や施行期日に実質的な影響はなかった。

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第一六六国会閣法九五：第一七一国会において審議未了のため廃案)(提出時の案文)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百八十条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十

年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 附則第五百五十三条の二の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第五百五十三条の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五百五十三条の二 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十年法律第 号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第百八十条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○雇用保険法等の一部を改正する法律(平二一法五)

〔閣法：平二一・一・二〇提出 平二一・三・三〇公布〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

二 （略）

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第一百五十四条」を「第一百五十五条」に改め、同条第二号の前に次の一号を加える。

一の四 附則第一百五十四条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

附則第一百五十四条を附則第一百五十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百五十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（以下略）

○沖繩科学技術大学院大学学園法（平二一法七六）

〔閣法：平二一・三・三提出 平二一・七・一〇公布〕

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 (略)

二 附則第十九条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

#### 三 (略)

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第百五十五条」を「第百五十六条」に改める。

附則第百五十五条を附則第百五十六条とし、附則第百五十四条の次に次の一条を加える。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第百五十五条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

(調整規定)

第二十二條 この法律の公布の日が、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の公布の日前である場合には、附則第十九條の規定の適用については同条中「第一百五十五条」とあるのは「第五十四条」と、「第一百五十六条」とあるのは「第五十五条」と、「第一百五十四条」とあるのは「第五十三条」とし、同法附則第十八條の規定の適用については同条中「第一百五十四条」とあるのは「第五十五条」と、「第一百五十五条」とあるのは「第五十六条」とする。

注 附則第六条から第八条まで（提出時は附則第七条から第九条まで）は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「年金一元化法」という。）による改正前の私立学校教職員共済法の規定を前提として、沖縄科学技術大学院大学の職員となった（独）沖縄科学技術研究基盤整備機構の職員の年金等の受給に係る経過規定を置いたものであり、年金一元化法の施行後には不要となる規定である。

なお、附則第二十二條の調整規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律の公布が沖縄科学技術大学院大学学園法の公布より早かったため適用はなかった。

〔平成二十一年法令整備会議第二回 議題第一号関係議事要旨〕

成立（公布又は施行）の先後が明らかでないA法及びB法等に新設される条項（一部改正法により新設されるものを含む。）を既に国会に提出され審議中の甲法の施行に伴い改正する必要がある場合におけるA法及びB法等（一部改正法を含む。）による甲法の改正（A法及びB法等の当該条項の改正規定の追加）を行う方式について

（担当 海谷参事官）

○ 議事要旨

- 1 1の方法については、継続審議や廃案がありうるようなことを認めるようなことになり、政府の立場としてはなかなか採用しにくいのではないか、むしろ、附則の最後に条名を付して追加していき、仮に成立しないものがあつたら最終的に空白になるという割り切りもあるのではないか、という意見があつた。逆に設例のような附則で問題が起こりそうな場合は、附則の条の順番にこだわらず、空いている場所に枝番で改正条項を追加するという方法もあるのではないか、という意見があつた。また、改正された条項の改正や施行期日の指定がしにくい点で違和感もあるという意見もあつた。
- 2 2の方法については、空白が残つたまま公布されるのは法令番号の例しかないことや、公布から施行までの間に条名の空白が生じる、という点で違和感があるという意見があつた。
- 3 1及び2の方法のほか、成立の先後が想定と入れ替わつた場合の読替えは政令で定めることとする

法律上明記する方法もあるのでは、という意見があった。

4 結論としては、2の方法には支持がなく、1の方法についてはさらに精査を加えた上でこのような方法を採り入れることも検討してはどうかという意見もあったが、現在のように可能な範囲で問題の解消に努め、不測の事態が生じた場合は議員修正によることもやむを得ないのではないかという意見が大勢を占めた。



継続審議により越年した法律(案)の法律番号の取扱いについて

(担当 岡崎参事官)

一 議題

1 平成X年に提出され継続審議となっているA法律案を、平成X+1年に提出されるB法律案において引用する場合におけるA法の法律番号の表記として以下のいずれを用いるべきか。

- (1) A法(平成X+1年法律第 号)
- (2) A法(平成 年法律第 号)

2 平成X年提出のA法律案が継続審議となり、平成X+1年に成立した場合において、平成X年成立のC法律において「A法(平成X年法律第 号)」と引用されている場合における処理方法として以下のいずれかを用いるべきか。又は、いずれを用いてもよいか。

- (1) ①②のいずれかの官報上の正誤訂正の方法により対応する。

① まず、官報上、C法中「A法(平成X年法律 号)」とあるのは「A法(平成 年法律第 号)」である旨の訂正を行い、別途、平成X+1年 $\alpha$ 月 $\beta$ 日A法の公布によりC法中「A法(平成 年法律第 号)」とあるのは「A法(平成X+1年法律第 $\gamma$ 号)」となった旨の訂正を行うことにより対応する。

② 官報上、C法中「A法（平成X年法律第 号）」とあるのは、平成X+1年 $\alpha$ 月 $\beta$ 日A法の公布により「A法（平成X+1年法律第 $\gamma$ 号）」となった旨の訂正のみを行うことにより対応する。

(2) ① 法律改正又は②議員修正により対応する。

① 平成X+1年に別の理由に基づくC法一部改正がある場合には当該C法一部改正により、無  
い場合には修正のためだけのC法の一部改正により、C法の該当部分を改正する。

② A法成立に際し、A法附則にC法の一部改正を追加する等の議員修正により対応する。

3 平成X年提出のA法律案が平成X+1年に再提出され、同年に成立した場合において、平成X年成立のC法律において「A法（平成X年法律第 号）」と引用されている場合はどうか。

## 二 資料

○法令整備会議資料集（一）91ページ～94ページ

### 一 議題

新制定法である甲法の附則で乙法の一部改正をする場合における甲法の法律番号の記入の仕方について、次のいずれをとるべきか。（昭四四・六・一八）

1 ……甲法（ ）

2 ……甲法（ 年法律第 号）

3 ……甲法（昭和 年法律第 号）

4 : 甲法 (昭和四十四年法律第 号)

二 議事要旨

4の方式により年まで記入すると、当該年中に法律が可決されず、しかも国会で当該年の記入を修正しない場合 (資料参照) や、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律のように、成立の年の翌年になってから公布される場合 (注) に問題が生ずるので、3の方式によることに統一してはどうかとの意見がかなりあつたが、提案する年の特定日をもって施行期日としている場合とか、当該法律の内容からみて当然にその年中に公布されるべきものである場合には、当該年を記入するのが当然である。国会提出の年を記入することにより政府として当該年内に成立し、公布されることを期待している旨の意思表示をすることを否定するのは疑問であるとの反対意見も根強く、結局は、通常は4の方式をとり、年末に国会に提出するような特別な場合にのみ3の方式をとっている従来の方法を改めるべきであるとするほどの積極的な結論を得るには至らなかつた。

(注) この法律は、昭和四十一年二月二〇日に成立し、昭和四十二年一月一八日法律第二号として公布されたが、その附則中では、当該法律を「(昭和四十一年法律第 号)」と表示してある。

三 資料

法律番号記載の訂正例

次の例中

(一) は 閣議決定日

(二) は 法制局が主務省の申出の件を承認した日

(三) は 右承認の際の文言（内閣法制局長官より内閣官房長官あて）  
(四) は 訂正部分  
を示すものである。

1 日本鉄道建設公団法

(一) 昭和三八年一月二〇日

(二) 昭和三九年 二月 七日

(三) 「別紙日本鉄道建設公団法案の一部訂正に関する主務省の申出の件は、別に支障がないものと認める。」

(四) 附則第二四条中「日本鉄道建設公団法（昭和三十八年法律第 号）」を「日本鉄道建設公団法（昭和 年法律第 号）」に改める。

2 甘味資源特別措置法

(一) 昭和三八年一月一四日

(二) 昭和三九年 二月一四日

(三) 「別紙甘味資源特別措置法案及び沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案の一部訂正に関する主務省の申出の件は、別に支障がないものと認める。ただし、附せんのとおり。」

(注)「

(四) 附則第六条、第七条第一項及び第八条中「甘味資源特別措置法（昭和三十八年法律第 号）」を「甘味資源特別措置法（昭和 年法律第 号）」に改める。

3 沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法

(一) から(三)まで 2の(一)から(三)までに同じ。

(四) 本則第三項中「甘味資源特別措置法(昭和三十八年法律第 号)」を「甘味資源特別措

置法(昭和 年法律第 号)(注)」に、附則第二項から第四項までの規定中「沖繩

産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十八年法律第 号)」を「沖繩産糖の政府

買入れに関する特別措置法(昭和 年法律第 号)(注)」に改める。

4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(一) 昭和四三年三月二二日

(二) 昭和四三年四月二三日

(三) 本文

「別紙急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律案中一部訂正に関する主務省の申出の件は、別にさしつかえがないものと認める。」

附せん

「当該法律案は、第五十八回国会に提出したところ継続審査となり、今日に至つたものであるが、同法律案附則の規定中の法律番号の修正は、主務省の訂正申出の形式によつて処理することに關係方面の意見が一致したとのことであるので、これをやむを得ないものと認めるものである。」

(四) 附則第二項から第四項まで及び第六項の規定中「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する

法律（昭和四十三年法律第 号）を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

（昭和 年法律第 号）」に改める。

（注）2及び3の法律については、主務省の申出は、「（昭和三十八年法律第 号）」

を「昭和三十九年法律第 号）」に改める趣旨であったが、附せんにより「三十

九」の文字を削ったものである。

○新訂ワークブック法制執務 26ページ〜28ページ

問7 規定中に引用された法律が未公布のため、その法律番号が空白のまま法律が公布された場合には、どうなるのか。

答一 A法中に、例えば「…に関しては、B法（平成十七年法律第 号）の定めるところによる」旨の規定があり、B法が未公布のため、B法の法律番号を空白としたままでA法が公布された場合、後日、B法が、A法の成立した国会と同一の国会において又は継続審議となつて次の国会において、成立し、公布されたときには、A法の原本に加筆の上、官報の正誤欄に、A法の規定中空白のままとなつていたB法の法律番号が補完された旨を掲載する扱いがされている。このような扱いに対しては、そもそも、当該法律は、その内容だけでなくその表現をも含めて確定しているのであるから、補完ということであれ、これを修正するということは法律を改正することにほかならず、したがつて、右の空白の部分を満たすことは法律改正の手續によらなければならないのではないかとする疑問があるかもしれない。しかし、まず、A法の成立後A法の公布前にB法が公布され

た場合、内閣官房において国会の議決に係る原本に加筆してB法を引用するA法の規定中B法の法律番号の空白を埋めるということは、慣行として既に確立しているところである。そして、そのような慣行が熟したについては、A法の規定中引用するB法の法律番号が空白であっても、立法者の意思は、B法を引用することに確定しており、空白の部分がB法の法律番号を示すものであることも極めて明白であるから、右の場合にこれを補完することは立法者の許容するところであると解されるからであろう。そうだとすれば、右に述べたところは、B法の法律番号の確定時期がA法の公布の前であるか後であるかによつて異なることにはならないというべきであるから、少なくとも、B法がA法の成立した国会と同一の国会において成立した場合において、A法について先に述べたような取扱いをすることが許されることには問題はないものといえよう。

二 次に、A法の規定に引用されているB法案がA法が成立した国会で継続審査となつたとしても、継続審査になつたということは、B法案が同一性をもつて次の国会に持ち越されたということであり、これが次の国会で成立すれば、A法の規定中のB法とは正にこの成立したB法そのものであるから、A法の規定の空白の部分がB法の法律番号を示すことも極めて明白であるから、この場合にも先に述べたと同じようにその補完をすることは許されることにならう。

三 これに対し、B法案が、継続審査ではなく審査未了（廃案）となり、その後の国会に再提出されるような場合には、たとえばその内容が先に国会に提出されたものと全く同一のものであるとしても、A法とB法案との関係を先に述べたと同様に解することはできないから、その再提出に当たっては、次の例に示すように、A法（次の例でいえば、地方税法等の一部を改正する法律）の一部改

正の形でA法の規定中の空白となつてゐるB法（次の例でいえば、障害者自立支援法）の法律番号の部分に補完する措置を講じなければならない。

■例■

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百十六條 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち地方税法第七十二條の二十三第一項の改正規定中「障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）」を「障害者自立支援法（平成 年法律第 号）」に改める。

△編注 右の規定例は、国会に提出された案の段階のものを示したものであるが、障害者自立支援法の成立、公布により、答の一で述べたところにより空白部分の補完が行われ、法令集では、右の空白部分を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」と補完の上、登載されている。▽

○1(1)の例

○後見登記等に関する法律（平一一法一五二）

附 則



(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十条の二 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定は、適用しない。

附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日

（平成十二年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（下線部注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、平成十年に国会に提出され、継続審査となり、後見登記等に関する法律の国会提出時点では継続審査中であつた。なお、その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等が、後見登記等に関する法律よりも早く成立・公布されている。

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平二一法八）

第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十六条（見出しを含む。）中「役員」を「理事長及び理事」に改める。

（略）

附則第二項中「平成二十年度」を「平成二十五年度」に、「及び第三十四条」を「第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中奄美群島振興開発特別措置法第十六条(見出しを含む。)の改正規定及び同法附則第二項の改正規定(「及び第三十四条」を「第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める部分に限る。) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 (略)

(下線部注) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案は、平成二十年に国会に提出され、継続審査となり、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の国会提出時点及び公布時点のいずれにおいても継続審査中であった。

同様の例が、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(いずれも平成二十年国会提出)の継続審査に関連し他に5法案、行政不服審査法案及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(いずれも平成二十年国会提出)の継続審査に関連し5法案あった。

○1(2)の類例

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭五二法八〇）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和 年法律第

号）の公布の日から施行する。

（原子力基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 原子力基本法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条において

「法」という。）第六十七条の改正規定中「第六十八条第一項において同じ。」を削る。

（下線部注）両法案は昭和五十二年の第八十回国会に提出されたところ、いずれも継続審査となり、核

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律は下線部中「昭

和五十二年法律第 号」とあったのが「昭和 年法律第 号」と議員修正さ

れ、同年第八十二回国会において成立し、原子力基本法等の一部を改正する法律は翌年第八

十四回国会において成立した。

○2(1)①の例

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平一三法一四七号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○官報平成十四年三月二十七日正誤欄

平成十三年十二月七日（号外第二百六十一号）公布法律第四百七十七号（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律）

（原稿誤り）

一一一三一 一〇〇一一 平成十三年法律第 号 一平成 年法律第 号

○官報平成十四年四月十二日正誤欄

平成十三年十二月七日（号外第二百六十一号）公布法律第四百七十七号地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律附則第一条中「地方自治法等の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）」は、平成十四年三月三十日地方自治法等の一部を改正する法律の公布により「地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 四号）」となった。

内閣官房官報報告主任

(下線部注) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び地方自治法等の一部を改正する法律は、いずれも平成十三年に国会に提出されたところ、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律のみが平成十三年中に成立・公布され、地方自治法等の一部を改正する法律は平成十四年三月三十日に公布されたもの。

○2(2)①の例

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四九法一七号)

附則

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号及び第三号中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。

(略)

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四八法一六号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 (略)

二 第三十四条第二項第一号及び第六十五条の三第一項第一号の改正規定中国土総合開発公団に係る部分 工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日

三 第三十四条の二第二項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分及び第六十五条の四第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日

四 (略)

(下線部注) 工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律は、いずれも昭和四十八年に国会に提出され、継続審査となり、翌年成立・公布された。この場合、法制執務問7答2を演繹すれば、まず、昭和四十七年租税特別措置法一部改正法中の「昭和四十八年」を「昭和 年」の誤りとする正誤訂正を行い、その後空欄を法律番号とともに補充すれば足り、あえて改正を行うまでの必要はないとも考えられるところ、翌年の別法において改正を行っている。

○2(2)の類例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（平成一〇年第一四二国会提出）

別表（第三条関係）

一〇十九（略）

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十年法律第 号）第三条  
第一項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人等）の罪又はこれら  
の罪（同項第四号及び第六号（刑法第二百十五條の二第二項に係る部分に限る。）に掲げる罪に  
係るものを除く。）の未遂罪

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する修正案（平成一一年衆議員修正）

別表第二十号中「平成十年法律第 号」を「平成十一年法律第 号」に改め、「第四号  
若しくは第六号」を削り、「殺人等」と「殺人」に、「これらの罪（同項第四号及び第六号（刑法第  
二百十五條の二第二項に係る部分に限る。）に掲げる罪に 係るものを除く。）の」を「その」に改  
め、同号を別表第九号とする。

（下線部注）犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等  
に関する法律案は、いずれも平成十年の第四百四十二回国会に提出され、いずれも議員修正を  
経て、平成十一年の第四百四十五回国会において成立し、公布されている。



〔平成二十一年法令整備会議第二回 議題第二号関係議事要旨〕

継続審議により越年した法律（案）の法律番号の取扱いについて

（担当 岡崎参事官）

○ 議事要旨

1 について

○ 前年国会に提出された継続審査法案を今年の国会への提出法案において前年の法律番号を付して引用することは無意味であること及び法律番号の年部分を空白にするのは政府として国会に提出している以上、早期成立を目指しているという建前に反することになるのではないかという点から、（１）のように後法の国会提出年を付すべきではないか、又、近年の前例はほぼ国会提出年を付しているとの説明が提案者からあった。

○ これに対し、継続審査になった以上は、後は国会の判断に委ねるほかないという考えのもとに（２）のように空白にするのもひとつの考え方であるとの意見があった。

2 について

○ 提案者より、政府で後から訂正が行われる場合には（１）①の例によるのが通例であり、（１）②の例によったものは見つからなかつた旨の補足があった。

○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）

の例が紹介され、官報上は同法附則における他法改正中の引用部分は公布時点で正しく「平成二十年法律第一号」となっているが、国会で成立した案文では「平成十九年法律第 号」となっていたものであり、これを政府部内において、まず「平成 年法律第 号」の原稿誤りと整理した上で、公布により年と番号が補完され「平成二十年法律第一号」となったという理解に基づいて、公布したものである。すなわち、国会成立の案文との関係では、形式的には公布前に（１）②の措置をとったように見えるが、実際の考え方は（１）①の考え方をとったものであるとの説明があった。その理由として、年を直接変更するのは実質的変更に見えるが、まず原稿誤りにより空白が正とした上で、年を補完するのは、いずれも形式的変更に見えるということが考えられるとの説明があった。

○ これに対し、（１）①のようにいったん空白に訂正すれば後から年を入れられるという考え方と②のように直接年を変えられないという考え方は、いずれにせよ政府において国会で議決されたものを修正することを考えるとそれほど大きな考え方の違いがあるのか疑問である旨の意見があった。

○ （２）について、①は税法のように例年の改正があるもの、②は他に実質的修正がある場合に行われるようであるとの意見があった。

### 3 について

○ 提案者より、現行例規の取扱いを確認するものである旨の説明があった。

出席者の意見を聞いたところ、1については、（１）が大多数であった。2については、（１）の官報正誤によるとする者が（２）の法律改正又は議員修正によるとする者より多かったが、（１）又は（２）のいずれかにより適宜対応すべきとする者が多数であった。2（１）中では、①によるべきとする者より

②によれるのではないかとする者の方が多かった。3については、大多数の者が現行例規の取扱いに従い、何らかの手当を行うべきとの結果となった。

法律の委任を受けて行う大臣の権限の地方支分部局長への権限の委任に伴う二重権限関係について

（担当 藤野参事官）

一 議題

1 多くの法律において、当該法律における主務大臣の権限の一部を政令で定めるところにより地方支分部局長へ委任することを許容する規定が置かれ、当該規定を根拠に、権限の委任の範囲・対象が当該法律の施行令等によって定められてきているところである。

2 大臣の権限のうち、委任が許容されるものの大枠は法律の中で規定されることとなるが、立法例の中には包括的に権限を地方支分部局長に委任し得ることとしているものも少なからず見られるところである。その結果、政令で委任される権限には、単なる事実上の行為に過ぎないようなものから、行政行為そのものに至るようなものまで、様々なものが含まれている。

3 一方、政令で権限の多くが地方支分部局長に委任されるものの、そのうちの一部については、権限の委任元である大臣も当該権限を行使することを妨げない旨の規定（一種の「二重権限」）が置かれることもよく見られるところである。その結果、私人の側からすれば、自分が相手にするべき行政主体とし

て、主務大臣、地方支分部局長及びその両方の三パターンが生じることとなる。

(注) このような二重権限関係がおかれるときには、告示等によつて主務大臣に留め置かれる部分について定めるように規定される例もある。

4 権限の委任は、行政庁内部における役割の分担という性格が強いが、一方で行政法上の権限委任に関する考え方に基づけば、国民との関係では誰が当該作用法における行政庁であるかを明確にする機能を有するものでもあると考ええると、権限を委任するに際し委任先と委任元との「二重権限」関係を発生させるに当たつて、その対象範囲についてなんらかの限界があると考えらるべきか。具体的には、

① 報告徴収・立入検査のような、事実行為に留まるものに限定するべきか。

② ①に加えて、それに基づく行政処分命令主体としても「二重権限」関係を発生させることをどのように評価するか。

③ 私人一般からの情報の提供等を目的とした申出、通報の受付先についてはどのように考えるか。

④ 届出受理等の私人の側からの行政行為についても「二重権限」関係を発生させることは適切か。この場合であっても、告示等により大臣に留め置かれる権限を示すのではなく、授權根拠である法律が示す命令レベル(例えば、法律が省令に委任するのであれば省令レベル)で「二重権限」関係の範囲を明確にすべきではないか。

## 二 資料

(法律により主務大臣の権限を地方支分部局長に委任している法律の例)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭五四法律四九)

(主務大臣等)

第九十二条 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)  
を金融庁長官に委任する。

4 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令における権限委任の規定の例1(報告徴収・立入検査に限定))

○株式会社商工組合中央金庫法施行令(平一九政令三六七)

(主務大臣の監督)

第十五条 (略)

5 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次に掲げるものは、商工組合中央金庫の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)もすることができる。

- 一 法第五十七条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
- 二 法第五十八条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

(略)

(政令における権限委任の規定の例2 (申出・通報等を対象にしているもの))

○ガス事業法施行令(昭二九政令六八)

(権限の委任)

第十三条 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第五号、第六号、第八号、第十一号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号及び第三十三号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

(略)

- 一三十三 法第五十一条の規定に基づく権限 一 供給区域又は供給地点を管轄する経済産業局長一

(参考) ガス事業法(昭二九法律五一)

(苦情の申出)

第五十一条 一般ガス事業者又は簡易ガス事業者のガスの供給に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

(政令における権限委任の規定の例3 (行政処分・届出の受理を含む。))

○担保付社債信託法施行令 (平一四政令五一)

(主務大臣の監督)

第五条 法第六十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの (金融庁長官の指定する信託会社に係るものを除く。) は、信託会社 (法第五十七条第二項に規定する場合) については、法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社をいう。以下この条において同じ。) の本店等 (当該信託会社が法第三条の免許を受けた者にあつては本店又は主たる事務所をいい、当該信託会社が法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者にあつては本店、主たる事務所又は信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店をいう。以下この条において同じ。) の所在地を管轄する財務局長 (財務支局長を含む。以下同じ。) に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査
- 二 法第十一条の規定による命令 (業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)
- 三 法第十六条第二項及び第五十七条第二項の規定による質問及び立入検査
- 四 法 (法に基づく命令を含む。) の規定による届出の受理



(参考) 担保付社債信託法 (明三八法律五二)

(業務の停止等)

第十一条 内閣総理大臣は、信託会社の業務又は財産の状況に照らして、当該信託会社の信託事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、当該信託会社に対し、その必要の限度において、期限を付して当該信託会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は業務執行の方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

法律の委任を受けて行う大臣の権限の地方支分部局長への権限の委任に伴う二重関係について

(担当 藤野参事官)

○ 議事要旨

1 冒頭提案者から、権限の委任に関する規定については、様々な種類のものがあること、中には権限の委任として捉えるまでもなさそうなものもあること、委任するとしても単に行政庁内部の役割分担を超えて、私人に対しても影響を与えうるようなものもあり、権限の二重関係についてもこのような文脈から、その適否について検討することが必要ではないかとの、補足説明があった。

2 権限を委任するに当たっては、例えば事故調査のように、規模の重大性などをかんがみた場合主務大臣の手に権限を維持しておかないと実際に事務が回らなくなるようなケースもあること(その場合には立入検査を行う者の身分が重要な論点となる)、また、法律が広く委任している以上、あまり厳密に解する必要もないのではないかとする見解や、権限を委任しきっているケースが多く、あまり問題が生じているとは認識していないとの見解も見られた。一方、二重に立入検査が発生しうる、あるいは完全に権限を委任するのであればそもそも法律にそのように規定するべきであること、かつ、私人とかかわりがあるような事項については、厳格に捉えて規定の仕方を考えるべき等の見解も提示された。

3 権限委任に際しての二重権限の発生については、報告徴収・立入検査といった事実行為のみにその対

象を限定する必要はないとの見解が大勢を占めたが、私人に影響を与えるような事象についての規定方法等については見解の一致を見ず、今後の審査において意識を持って対応していくこととされた。